

背景的正義の政治構想 — 社会的協働を志向する時空接続の政策理論 —

高橋 聡

Political Conceptions of Background Justice : Policy Theory of Spatiotemporal Connections for Social Cooperation

TAKAHASHI Satoshi

社会連帯の再構成を志向する政策論の政治的実効性（合意可能性、継続性）は到達困難である。本論文はこれを、時間的・空間的距離の調整不調により、衡平に基づく互酬性が成立困難な状況と定義し、J. ロールズの「社会的協働のための背景的正義」を具現化することと解釈できるとする立場に立つ。

そのために優先度の高い諸政策は、マイクロ接続としてのストック志向政策、マクロ接続としての社会契約再構築に集約できる。これらにより社会連帯の基礎となる互酬性が再定義されることは、社会的包摂志向の政策目標を時空接続の観点から設定することに帰結する。規範的予期次元での合意可能性のために「人生の偶然性」を支える政策の役割が示される。

キーワード：社会連帯 偶有性 公正な互酬性 規範的予期 アーキテクチャ

It is difficult to achieve political effectiveness (the possibility of consensus/continuity) for a given political strategy to reconstruct social solidarity. I define this as a situation where it is difficult to establish equitable reciprocity due to the failed reconciliation of spatiotemporal distance, and we assumed that definition embodies background justice for social cooperation, as proposed by John Rawls.

Consequently, various high-priority policies may be consolidated into stock-building policies as microconnections and social contract reconstruction as macroconnections. The use of these connections to redefine reciprocity that serves as a basis for social solidarity results in the establishment of social inclusion-oriented strategic goals from the perspective of spatiotemporal connections. The role of a policy to support the synchronicity of life is shown for the possibility of consensus on the expected normative dimension.

Key words : Social solidarity, Contingency, Fair reciprocity, Normative expectation, Architecture

「社会の基本構造は、社会の主要な政治的・社会的諸制度を相互に適合させて社会的協働の一システムとする方法であり、それらの制度が諸々の基本的な権利と義務を割り当て、長期にわたる協働から生じる利益の分配を規制する方法である。（略）基本構造は、その枠内で諸々の結社や個人の活動が行われる背景的な社会的枠組である。正義に適った社会構造は背景的正

義と呼んでもよいものを確保する」⁽¹⁾（ロールズ 2001=2004 : 17-18）。

本論文は社会政策論に関する政治構想を検討する。政治構想という表現は①政治的合意の成立②個別ケースへの判断を超えた継続的な実施（①②の矛盾を意識する）の重視を含意する。

主要論旨は①社会政策の中長期的優先事項は背景的正義の支持であり、政治的合意の水準をここに求めること②現代におけるその主課題を時間的・空間的接続環境の整備と定義し、一連の基調的政策を導くことである。

ロールズの協働の概念は、与件とされる目的の手段ではなくそれ自体が目的である（ロールズ 2001＝2004：第5部）。協働の比喩に多用されるオーケストラのモデルは楽曲の存在を前提とする。楽曲のために演奏者があると同時に、演奏のために楽曲がある。楽曲が協奏を必要とするものであるか否か？協働の中核をなす相互補完性は自然には発生せず、状況に応じて創作される必要がある。

I 社会政策の基礎づけとしての「衡平に基づく互酬性」の困難と「距離」問題

1. 社会連帯問題の構成における相互利益論からの転換の必要性

社会連帯論が社会政策の基礎づけに関する基本問題であるという認識は一般的であるが、その方向づけや評価については議論が分かれる。日本では社会保障制度審議会の勧告等で、制度を支える国民の義務を説く文脈でこの概念が用いられた経緯もあり、個人権を重視する観点からは警戒心が持たれ「留意すべき点」が強調されることになる⁽²⁾。

しかし研究上も政治言説上も、個人主義的方法論で連帯を構成する流れが強まっている。個人の主体性を含む参加、個人間の合意によって連帯を組み立てる。その際有用となるのが社会契約論の機制であり、社会契約の「再構築」が課題に設定される。

「相互利益」により合意が成立している状況の指摘もある（Kumulin & Rothstein 2005）。メカニズムの指摘には意味があるが、成立の政治的条件は厳しくなっている。中産階級をターゲットにした福祉国家という戦略が力を失いつつあることは政治過程上の事情であると同時に、個別化された生活事情が政策主題化される（新しい社会的リスク）ことで、「階級的共通利益」のようなマイクロ・マクロ媒介を想定した合意が説得力を失っていることが背景にある。個人化状況でそれぞれが納得して合意する設定の無理が顕在化している。納得の背景にある「つりあい」衡平に基づく互酬性（reciprocity）の困難である。

公正の規範論は、この困難を必ずしも緩和しない。ある水準で展開された社会的公正論が、政策に含まれる他の水準において説得力を持つとは限らない。

例1「ケアの不条理さ」。介護や育児に限らず、福祉国家の仕事は大なり小なりケアワークとしての側面を含むが、ケアは「理屈抜きに対象者に準拠する」性格を持つため原理的に負担と貢献評価、投資と成果の均衡が取れない領域である。相対的な分配の公正は論じられるとしても、合理的選択間の均衡状態は想定できない。

例2「人生設計と条件の幅」。人生設計は白紙ではなく諸条件に規定される。同一設計の共有が望ましいとも言えない。配偶者や子どもを持つ人生を選ぶかどうか、隣人や親族との関係をどうするか、所与の条件であるなら個人への重大な制約になるし、選択可能であるなら周囲に正負の外部性を与え、他者を制約することになる。

例3「労働による貢献」。ペイドワーク偏重とか生産主義とかの論点には踏み込まずに、勤労貢献による市民資格という素朴な発想を認めたとしても、退職者が次第に多数派となるにつれ現職者との均衡は「若い頃の貢献」を想起させることによる正当化の説得力に依存する。

ここには原理的な不均衡が存在している。その原理は、制度に直面する個人間の時間と空間における距離である。人間としての普遍性から出発する議論も個性を強調する議論も、公正を志向する政策論に言及するなら、距離を処理する方針は不可避の課題である。公正関心を顕在化させるほど、存在の距離も顕在化されるからである。

2. 制度内互酬性における距離の課題性

存在の距離が互酬性の妨げになるとはどういうことか。認識の相違、想像力の限界、合意の不成立による政策の失敗、という文脈の要素としての距離を問題にする。

目先のことは重視するが将来のことは軽視する。身近には共感できるが遠方あるいは自分と違う（価値観、利益構成の）生活には共感できない。ゆえに合意が成立しない、相互に考慮できない、無私の意味での不偏性が成立しない問題性は自明である。

しかし距離を近づければうまくいくとは限らない。異なる社会階層間、国民間の接触機会が増え互いつ

いての知識が増えるほど、立場の違いが顕在化することは少なくない。共感のハードルが上がり、つりあいに関する要求が細部にわたる。

社会的格差が社会連帯の危機に至る道筋には、いままでよく知らなかった階層間の出会いにより、彼我の違いに対する不当性の意識や利害関係の自覚が鋭敏化することが関与する。身分制社会よりも平等を建前とする社会において顕在化する問題である。

1. 2. の議論から、本論文では連帯にかかる社会的距離の問題を接続問題として議論する。

距離を近づけたり切り離したりすることが解決の方途ではない。距離と連帯の並立は近代社会秩序の条件であり、人類の進化過程を通じて形成された部族の共同性によっても、個人的合理性によっても到達できず、背景の支えを必要とする。

背景基盤の役割は偶然性と偶有性（他でもありうること）の支持を通じて協働を動機付けることであり、それはどの主体にも担い切れないがゆえに政策の責務の中核をなす。

II 連帯的社会政策の時間的・空間的障壁

1. 社会連帯における時空環境の変動

(1) 「確率論的リスク」と個人化の矛盾

危険とリスクを峻別する用法からすると、リスクはその生起確率を計算できる点で、対応不可能という意味で偶然的ではないため、保険という管理手法が有効となる。社会保険は、社会環境の類似性に基づいて個人をカテゴリー化し、集団内でのリスク分散を行う。

しかし「リスク社会化」（人為的要因によるリスクの遍在化）「新しい社会的リスク」（標準的ライフコースを前提としてカバーできない）などの事情により、リスクは分布が偶有性を有する意味で確率論的になり、予測に基づく管理が不可能になる。そこでは個人責任の部分と集合的に管理すべき部分の区分が不明瞭になるため、かえって個人責任が強調される逆説が生じる。画一的な支配やパターンリズムによる古典的な権力から、自己組織的な権力による不可視で非強制的な権力に、自由をめぐる課題の焦点は移行しつつある。

(2) 強制的同期化下での衡平の仮構

世界に生きる人々は「いま、ここ」を共有しないが、市場的交換は時間と空間の共有を前提としたモデルで

ある。両者の矛盾を前提とすれば各人の「つりあい」は限定された意味しかなく、相対的に有意味なつりあいの空間を管理する国家や地域が統治単位として意味を持つ。

しかし資本主義経済の世界的な高度化、それを支える情報通信技術の発達は、あたかも「いま、ここ」が共有されているかのような、そこでの合意は衡平の実質を持つかのような外貌を作り出した。世界に対して個別の発信が可能になり、政治的自由主義は既に実現されているかのように見えるが、背景にある人々の存在や生活の多様性は視野に入らない。

この逆説の説明として、社会的情報システムの脱/再コンテクスト化（正村 2000）が参考になる。「出来事の時空間の脱コンテクスト化によって、出来事の可能性を限定する時空的境界の働きが大幅に緩和され、多様な出来事が起こる可能性が与えられた（略）。自然と社会（人間）の脱コンテクスト化は、こうした相互のコンテクスト性を断ち切る。この脱コンテクスト化によって、社会と人間はそれぞれ相対的な自律性を獲得し、自らを構成する自由度を高めた」（正村 2000：277-278）一方「情報テクノロジーの効果は、時空的拘束からの解放として捉えられることが多いが、そうではない。時間的距離や空間的距離を克服するからこそ、逆に「いま、ここ」に対する志向性を強めている」（正村 2000：284）。

脱コンテクストされた状況には相対化の機制が内在し、現代（福祉）国家はそれを利用して距離を調整してきたが、再コンテクスト化状況ではリアルな文脈が個々に現前するため調整が困難となる。イグナティエフが「この媒介が私たちの間を壁で仕切ってどれほどお互いに引き離すことになるか」とするのは、国家の限界と同時に機能の根源をも示している（イグナティエフ 1984=1999：15-16）。

(3) 統治能力の低下

国家の徴税能力の低下（グローバル経済に対する）と合意調達能力の低下は、時空間問題の次元でつながっている。合意調達の困難は直接には、政党を中核とした集団による利益媒介機構の能力低下に起因している。政党—背景にある顧客—集合的に構成された利益—という図式が困難なのは、典型的には「階級的利益」のような共通利益が多くの有権者にとってリアリティを持たず、自らの所属する利益空間を認識できないためである。

政党政治の原則は諸政党の示す政策プログラムの個別選択ではなく、イデオロギーを背景とした体系的な選択であるが、上記の事情により当該選挙用のシングル・イシュー選択が優越戦略になる。一方、グローバル経済の政治的制御が政治的支持を得ることは難しい。(2)により人々は衡平に基づく主体的な選択可能性を感じているので、間接的な統治機構を通じてこれを制御することは、まさに民主政治の建前によって否定されるのである。

2. 時間的距離問題と空間的距離問題

時間的距離問題を3つの側面から論じる。

(1) 不確実性と時間選好

時間的に先になるほど不確実性が高まるので、直近の利益が将来のそれより優先されがちなのは一定の合理性を持つが、それにより長期的合理性を追求できず、投資のような将来志向の行為を選択できなくなる問題は、強制的同期化の状況において深刻化する。将来への志向は現在との連続性によって意味を持つので、「いま、ここ」に常に断片化された状況では、現状の差異のみが強調されることになり合意は不可能となる。

(2) ライフコースリスク

エスピノーアンデルセン(2001=2001)がリスク論的視点の限界を示す文脈で強調する。人生の段階によって直面するリスクは異なり、所属する世代によってその継起や性格は異なる。「(社会的諸指標が社会福祉に提供する情報が信頼性を欠くのは)福祉の対象範囲を示す数値は、人々のライフコース、そして全体としてのライフチャンスのなかに位置づけられてはじめて意味を持つからである」(エスピノーアンデルセン2001=2001:133)。

社会政策は時間的多様性と分散の問題に統一的に対処する手段を持たず、標準に基づく集約的リスク管理の手法に依存してきたので、個別的对処の要求が、政策の否定(市場への委託か臨床実践への委託か)に帰することにさえなりうる。

(3) 世代間リスク

いわゆる世代間公正問題は(2)(3)に分かれる。(3)は特定のリスクが親から子に伝えられることである。

いわゆる文化資本や社会資本の相続による「教育の不平等」研究は数多いが、各場面および共時的な不均衡を実証することはできても、伝達プロセスとの関係で「ライフコースとの関連における公正/不公正」を

論証することはできていない。

空間的距離問題としては3側面を挙げる。

(1) 立場性の相違

ここでは役割期待に裏付けられた社会役割上の地位、社会ネットワーク理論における構造上の地位を想起されたい。

これはライフチャンスの差異を構造的に(他者との立場の相関において)説明する上で必要な視点である。ライフチャンスが、断片化された個々の機会の反復(最初のゲームに負けて次回にチャレンジする)ではなく、役割や評価、期待の固定によって構造化することが強制的同期化によって無視されることは、政策対象認識の妥当性を低下させる。

(2) 領域(Sphere)の論理の自律性

私たちの存在する空間は第一義的には地理的に規定されるが、情報環境の変化は「ここ」が複数ある状況を現実のものにした。職業生活や地域生活で「普通の常識人」でありつつ、反道徳的サイトで活躍することも珍しくない時代である。それぞれの空間を支配するルールは全く異なり、「そこにいる」とときには当該ルールに従うことが求められる。

M. ウォルツァーがSpheres of Justiceで主張したのは、社会の各領域(安全と福祉、貨幣と商品、教育、親族関係と愛情…)において配分上の正義は異なることであり、特定の領域(現実的には特に経済)の論理が支配することへの批判だった。この次元では物理的空間が異なっても人々は認識上、規範的に複数空間に属するのであり、諸空間の自律を維持することによって集団が経験的に蓄積した自己制御技術を利用することができる。

(3) 統治機構の自律性

にもかかわらず生活環境の全体的な制御すなわち統治は地域や国家といった地理的空間単位で行われる。本来はコミュニケーションの技術的限界で画されていたにすぎないが、生活に関与する福祉国家の事情にとってはある必然性を持つことになった。生活が多くある側面を持ちながら個人単位で統合されて他者に対するという想定を採ることにより、個人権という機制を用いて正義を判断する基点が得られたのである。

生活の価値に関わる政策的制御は、事柄の/当事者の所属に左右される。ギャンブルサイト規制の例(レッシグ2006=2007:429-431)では、ギャンブルを自分の州から追い出すことはできても他の空間で行われる

ギャンブルを減らすことはできない。インターネットの介在によって、ギャンブルが属する空間を特定できない。制御の目的手段関係は、他でギャンブルの習慣を獲得して自らの地域空間に戻られないように、と変化することになる。

空間を特定できるかどうかは制御の、統治の可能性に直結しその意味を規定する。

3. 時空制御問題の基本的性格

時空をうまく制御できないことの問題性を整理する。単に「離れているものを近づける」ことが解決の方向性ではないことを示す。

(1) 離れているため共感や想像力を持ってない

普遍的な連帯にとって空間的距離は基本的な障壁である。親しい者と知らない者、同郷の者と外国人に対する共感や想像力には当然差異がある。単純に距離の縮小が課題となる。

(2) 意思決定における時間選好の支配

意思決定時点で近未来を高く評価する傾向が問題であり、長期的評価のウェイトを増加される条件づけが個人の合理的選択でなしえない場合は制度と政策の課題となる。

(3) 距離を取れないために相対化できない

国際理解を進める運動は互いを知るという啓蒙に基づく連帯を求めたが、知ることがかえってトラブルが増す事例は「新しいナショナリズム」に現れている。知るだけでは互いを位置づけることはできず、むしろ共約不能の差違が意識されて合意の契機も見出せない。

(4) ライフコースに「個人単位の衡平」が適合しない

リスクは人生に複合的な現れ方をする。しかし保険はリスク単位なので対応できない。高齢期の貧困、乳児死亡率、失業など個別のリスクが重なったり相関変化したりすることは制度に反映されていない。時間的にもリスクは累積する（人生のプロセスを通して）。保険計算を通じた制御は不可能であり、負担とリスクの関係に衡平を見出すことはできない。

(1)～(4)をふまえて整理すると、時空制御問題には①～③の課題が含まれる。

- ①距離の適切な調整（想像力や理解力は重要だが、具体的理解や共感を条件としない）。
- ②時空構造の不均衡状態を前提とした意思決定方法。
- ③偶然性や立場の交換可能性の位置づけ。

個々の主体のインセンティブを超えたこれらの課題

の追究はマイクロ/マクロレベルの時空接続であり、背景的正義の基盤設定である。ストック志向政策と社会契約再構築政策を、その要請に応えうる政策構想として議論する。

III ミクロ接続政策：

ストック志向政策による時間選好への対抗

本章は、マイクロ水準での時空的接続を図る政策を論じる。個別の存在と事象に拘束されるマイクロ水準の判断視野を拡大するには、価値の次元を拡大することである。

狭義の合理的選択を超える技法は投資であり、その存在形態は資本であった。ストックへの投資は、価値判断の次元を長期展望と協調行動に転換させる意味を持ちうる。

1. 人的資本政策（個人内形成）

人的資本論の基本は、人間に内在化された機能可能性のモデル化である。それにより、能力の形成が社会的目的となり、公教育の正当性根拠が生じるのである⁽³⁾。

あくまで準拠点は「可能性」であっていまここの有用性ではない。これは近代公教育が職業教育ではなく普通教育を主軸に構成されていることと関連している。ただし、時空を超えた能力評価を行う方法論は確立されていない。しかも能力評価の焦点が生産の場であってみれば、生産の経営主体が自らの時空を超える評価を行う動機は存在しない。

生涯にわたる長期的意味の評価を行う方法は、当初は生産直結の方面にほぼ限定されていた（生涯賃金の測定など）が、近年は社会的機会に開かれた文脈の評価がなされるようになってきている。政治参加、健康など社会的に共有され、かつ人間関係との相関が認められる目標に対する長期的寄与の観点が重視されつつある。

資本政策の趣旨は「時間の幅を得ること」であり、長期的投資の動機づけである。「いま、ここ」への定位を過度に強めることたとえば学業成績の組織業績への変換は、その機能を弱めることから本論の立場としては政策的優先性を持たないことになる⁽⁴⁾。

2. 人的—社会資本政策（コンピテンシーと共同利用機会）

近年の能力観において、社会的機会との関係で能力が意味を持つという観点は強く意識されている。教育学におけるコンピテンシー理論は、狭義には「高業績者の行動特性」だが、広義には「状況における能力」であり、特定の時空下（行為環境）で発揮されるであろう能力を、そこから離れて一般的に形成することが課題とされているのである⁽⁵⁾。

ここまでは個人内形成の文脈だが、個別アクターの要素と環境的要素の相関によって成果が発生する以上、後者の整備も一方の主題となる。前者の視点からは、人間がその生活機会を実効化する社会的機会への要請ともいえる。二つの方向性を挙げる。

第一にストックの提供による人的資本の補強である。たとえばステークホルダーズグラントのような政策は「使用可能性」の次元で人的資本を補充する意味合いがある。第二に、利用対象側としてのインフラストラクチャの整備である。いわゆる社会的共通資本の議論はこれに該当する。要点は資本を自己所有から切り離すことである。自己から切り離すことで共有された機会の創造や維持への寄与に動機が生じる。第三に、対象への当事者間協働への寄与によって能力を定義することである。協働場面と寄与可能性帰属の接続という意味で用いられてこそコンピテンシー概念は意味を持つ。想定される協働対象としての社会資本（社会的共通資本+社会関係資本 Social Capital, SC）が外部に存在しアクセスできることが必要である。

3. 社会関係資本政策

社会関係資本（SC）論の持つ政策論への示唆は、上記の要素が総合された視点であることにも起因する。SC論は、社会的機会構造を人間関係によって表現する。それが「資本」として対象化されていることが、その生産、維持や制御を政策論上のテーマにすることを可能にしている。

本論の視点からすると社会政策においてSC論の重要な視点は社会的ジレンマ（合理的行為者と社会的合理性の矛盾、合理的行為の集積による望ましくない帰結）の解決である⁽⁶⁾。個別の合理的行為者には時間的・空間的視野が限られているため、長期的ないし広範な視野に立った意思決定が難しい。SCの対象化によってその能力が補われることはR.パットナム型SC論

において明確な目的志向である。社会の自律的統治能力が、個人主義的前提では十分構成されないという集合行為問題を、合理的行為の制度的条件に目を向けることで（協働条件に対象を転換することで）解決しようとする（坂本2003）。

政治学的研究ではその課題意識から社会的信頼が外生化される傾向があるが、生産要因としての普遍的手続きの重要性は共通している。M.レヴィは制度プロセスにおける信頼生産のメカニズムをモデル化し、公正な手続きの要素は「強制」「普遍主義」「不偏的制度」「参加」であり、「互酬的市民信頼」に発展しようとする（Levi 1998: 87-93）。強制 coercion は制度の「裏づけ」である。信頼を内生しようとするコールマン型SC論は自己執行 self-execution⁽⁷⁾の成立を目指す。アクターが個々の衡平を認知しにくい場合は自己執行の動機は弱く、適切性（合理性と対義の意味で）の補強が必要である。その根拠を政治的決断ではなく政治的共同体の蓄積に求めるのが立憲主義の発想であり、課題はIVに引き継がれる。

ストックアプローチでは、各主体の充実だけでなくその価値根拠となる外部（資本構造）の充実および後者によって前者を評価する方針が重要である。

IV マクロ接続政策：

社会契約の再構築と互酬性の再定義

直接認識できる範囲（短期的あるいは身近な関係範囲）の均衡に依拠する公正認識では連帯的制度を支えられない問題をマクロ水準で時空接続ができない問題と認識し、これを制度的に操作化する試みとして社会契約再構築論と互酬性論を結びつける。

1. 互酬性再構築の契約論アプローチ

社会契約アプローチの基本は「当事者間合意」の仮構によって相互拘束と自己執行を基礎づけるところにある。以下言及する二論を含めて多くに共通するのは、実際にはつりあっていない各当事者が合意して権利義務関係を創造することである。その過程を通じて「一般的他者との協働」への到達が想定されていることに注目する。

P. ロザンヴァロンの議論は、契約によって相互義務が発生し権利が実質化することを想定する。ここで

は契約は相互的な権利義務関係の構築ツールである。「契約によって相互的な関係が定着し、受益者はみずから固有の成果に責任をもつ当事者とみなされ、社会の側には手段に関する義務が生じる」(ロザンヴァロン 1995=2006: 187)。社会は仮構であり、直面すべき実体を持つわけではない。一般的他者を代表する政府が契約当事者となることで、個人の立場を超えた一般的他者との協働を意識する契機が生まれる。

S. ホワイトの議論は、権利運用の判断において有意味な互酬性の構成を図り「制度的条件を軽視するリベラルパターナリズムやニューパターナリズム」への代替案として「公正な互酬性 fair reciprocity⁽⁸⁾」概念を提示する。前者が「社会生産物に対する権原とそれに対する貢献の間の厳密な同等性または比例性」を正義に要求するのに対し後者は「経済生活を統御している制度が、生産的貢献のための機会やそれへの報償において十分公平である場合、この制度の下で社会生産物の利用を主張する市民は、その見返りにコミュニティに対して能力に応じた生産的貢献の義務を持つ」(White 2003: 49-51, 77-96)。個人間の具体的均衡を要求することは、制度の中で多様な生活条件下にある人々にとって実質的に公正とは言えないとして「制度からの公正な扱い⇒コミュニティへの貢献義務」という形で一般的他者との協働を担保しようとする。

両者は、一般的他者との協働空間を設定する点で共通している。距離が常に均衡することはありえないことを認識し、状況に応じた適切な距離調整を図ろうとしている。

契約論的政策論に常に随伴する批判としては「貢献義務の強制」があり、ワークテストの容認はその象徴とされる。批判論は距離調整の可能性を疑問視する。調整が不十分なら実体化した貢献義務のみが支配することになり、現実においてその可能性は高い。ホワイトの議論を検討した新川(2014: 223-229)はその文脈における強力な批判である。

しかしホワイトの概念は、実体的な均衡から制度的意味を持つ互酬性に転換するモデルとして読み替えれば有意義と思われる。理想的条件での議論で概念の基礎を設定し、非理想的条件の政策論に応用する手順は、ホワイト、ロールズ等政治哲学でしばしば用いられる論法だが、非理想的政策論は「不十分な経過地点」ではない。現実から距離をおいて規範を考慮するモデルを、実現可能な条件として扱うべきではない。むしろ

互酬性は制度評価の実際においては抗事実的規範であると捉えるべきであろう。抗事実性を認めた上で課題を「規範的予期の安定化」(ルーマン)として構成した方が互酬性の捉え方が実質的になる⁽⁹⁾。

一般互酬を導くために非衡平の合意を仮構したのに、合意成立後は当事者間の力の差が出るようでは一貫しない。社会契約の運用は力のある側が先に義務を果たす順序性を前提とすべきである。それは政治の基礎となる規範的予期成立の必要からである。

2. 協働空間：立場交換のアーキテクチャ

制度を媒介とした協働モデルの発想を進めて相互利益をより相対化する発想に立つと、実体的な「社会」や「コミュニティ」に替えて「制度ルール」を媒介とする構想に至る。

後藤玲子の「公共的相互性」概念は自発的相互行為への社会的期待では相互利益論と共通するが、相互利益論とは異なりある当事者の便益を下げることも想定され、また貢献と報酬との間の比例給付を要求しない。「ルールを媒介とする対称性、社会全体において見られる対応性、偶然性と社会的行為との間の釣り合いなどが要求される」(後藤 2008: 153)。

それに基づく構想例として、複層的公的扶助制度の構想が示される。第一層は「理由別に、特定の困難あるいは追加的需要をもつ人々を公的に支援する仕組み」第二層は「困窮の事実のみを要件とする一般的な公的扶助の仕組み」である。第一層における評価システムは公共的討議を通じて「不当性」「社会的価値」を発見するシステムである。一方第二層は事実のみを根拠とする評価だが、困窮を特定化するメニューの選定には公共的討議を要する。

この構想は「ルールを媒介とした対称性の直接的表現」(第二層)、「個別ケースで正義を実質化する解釈の部分」(第一層)の構造として理解できる。正義は適用においては個別的次元を考慮するが、その議論が成立するには背景的正義が必要になる。公的扶助は政治を基礎付ける連帯に基づき制度化されるとする見解(註2)と通じるが、当該保障が政治の成立根拠として機能しうる条件は「個人の参加条件獲得」のみで定義しきれず、背景にある政治的協働の条件を伴う必要がある。ミニマムアクセスが実現されていても、競争的環境下では少しでも優位にある者は協働ではなく抑圧に向かう動機を持つ。

熟議と制度的普遍性の併用を図る論者にとって、両者をつなぐ担保が課題となる。立場交換のアーキテクチャ⁽¹⁰⁾が必要なのである。特段の動機がなければ、未知の他者と立場交換しようとは思わないだろう。社会連帯の必要を「理性的な私たち（＝立憲的判断の蓄積）」が望み、短い視野の判断がそれを望まないなら、前者が後者のために環境構造を整備する必要がある。後藤の枠組みで言えば、第二層は正義の基層を形成し熟議を可能にする背景的構造である。言い換えれば政治的共同体を可能とする支援である。

3. 協働の背景的構造

背景的正義は机上論ではない。近代福祉国家においては、参照する標準の共有下で社会的交換が行われることが通例である。白紙の状態では交換は開始しない。統治原理としての立憲主義に加えて、福祉国家が既に背景的正義を一部構造化していることを示す諸事例がある。

社会契約が文字通り集団間の約束として現実性を持つ事例が、ヨーロッパ福祉国家における労使交渉である。労働協約の統制化における交渉（当事者は、協約が予め定める範囲を超えて合意しても認められない）は、当該社会の背景的正義下における交換である。これが労働政策を超えて政策決定の基本構造となっているのがコーポラティズムである。

この構造はコーポラティズム国家にとどまらない。超国家的規範の共有化で各国が個別立法を行う図式は、人権の政治的実践においては不可欠である。国際社会のように強制力の高度な集中が存在しない状況での正義の導入の際には「背景的正義の制約下で、自律性を有するアクター間の決定」という図式こそ主流である。

正義の漸進的実践プロセスを体系化した議論が、R. ドゥオーキンの「集合的連作としての憲法」論である。背景的正義を確認しつつ動的状況の中で漸進的に正義を形成するプロセスは、距離を緩和しつつその時点で可能な範囲の規範的資源を活用する合意形成として、ロールズ的正義の基幹をなす重合的コンセンサスのモデルともいえる。

重要なのは、契約は締結時の想定のおもな再現を目指すのではなく、抗事実的な調整によって事後的な契約の実効化を図る性格をも持つことである。契約時に「予想されていない」事実を合理的に組み入れること

で背景的秩序を維持する。協約は規範的予期の設定であり、社会的信頼の裏づけが協約プロセスの運用を通じて行われる制度的経路を示す（高橋 2013）。

ドゥオーキンやロールズの議論が共和主義的であるとの評価は、立憲的な要素の強調に起因すると思われる。継続性の強調はその時々決定への制約となるためである。しかし長期的視野や各種政策の整合性、広い視野に立つ互恵性を、選挙を中心とした民主制のみで確保することは不可能である。民主制はその時々活性化された利益関心に主導され、各時点においてはそれを自制する契機がない。相対的「平時」になされる理性的判断の積み重ねによって基調的合理性を構築することが、現代国家における民主主義の実践にとって必要なバランス機構である。

マクロ接続は協働時空間の設定をめざす。第三者視点の具体化（距離を適度に離すアーキテクチャ）により、自制と学習（自己判断の限界自覚と立場交換の必要性）が動機づけられる⁽¹¹⁾。社会契約の自己成就を図る制度構造は、背景的正義の根拠を提供しうる。

V 結論：時空接続政策による社会的包摂

1. 社会的包摂の目標としての相補性

社会的包摂は結果の平等を目指すものではなく、多様なものを多様なまま社会のなかに受け入れようとする構想である（新川 2014：146-147）。多様性の受け入れを、政策的な目標として設定するとはどういう形をとるべきか。

ロールズ理論における協働は、多様性を目的達成の手段ではなく自己目的とみなす。多様な能力を相補的に使用することで有益な仕事が可能になる、ではなく相補性そのものが有益な協働を形成する（「タレントプーリング」の対象は「優れた才能」ではなく「多様性」である（ロールズ 2001=2004：131-132）。有益かどうかの判断基準が外在的（たとえば市場経済）ではなく、幅広い相補性の成立そのものであることが重要である。その創造と維持を優先するのが包摂的政策である。創造とは協働と相互承認の場を増やすことであり、維持とは事実的/抗事実的合理性を高めて協働が引き合うようにすることである。

包摂が常に外部を残す原理は自明であるが、上記の議論からすると包摂次元の多様化と相補的構成は包摂

の有効性を高めるので宮本（2013）の議論は政策理論として適切なアプローチである。相補性に積極的意味付けをできるかどうかの分岐点は、立場入れ替えの可能性である。自分の立場の承認が保障されつつ、変更可能性を常に問われる設定が、新たな見解に向けた創造の環境として適することは、経験的にも指摘されている⁽¹²⁾。

2. 「公正な互酬性」再考

ストック志向政策が資本投資を重視するとすれば「第三の道」的政策への危惧すなわち「能動的自己統治が、市場経済の補完となり弾力的搾取と継続的不安定（常に自己変革を求められる不安定状態に個人を追い込む）を生む」（齋藤 2008：140-154）ことへの対処が問われることになる。

能動的自己統治がそれ自体として自由を阻害するとはいえないが、後段に至らないために社会保障の市場経済からの独立を求める齋藤の見解に同意する。社会契約再構築はそのために必要な課題である。実体的衡平に基づく互酬論の狭さが克服されなければならない。

フィッツパトリックは、貢献の測定やコンプライアンス保障の不可能性（境界の曖昧さ）、ホワイトが成立条件として掲げるオープンで包摂的な民主政という制度的条件を批判し、緩やかなインセンティブを対置する（Fitzpatrick 2005：29）。批判の根拠はB.バリーの指摘する「司法的社会権保障の限界」（Barry 1995：96）とも共通し、実体的な均衡を根拠に権利を運用する限界が示される⁽¹³⁾。

人々を個々に適格性審査で分類し、統治主体/対象を分類することは、民主主義の基礎となる規範的予期の条件を自ら掘り崩すことになる。公正な互酬性概念を、反実仮想の（というより抗事実的な）概念に徹して再構築することが考えられる。正義が十分実現された経済社会という理想状態との距離によっては是正の必要性を導き、社会と政府の側に対応義務を設定する根拠とするのである⁽¹⁴⁾。

規範的予期が支援根拠なので、適用は集合的であり事例志向ではなく政策志向である。公正な互酬性概念の意義は、経済的シティズンシップに基づく個人間衡平の実現ではなく、背景的正義の観点から政治的共同体を支援し、経済社会を制御する基点を得ることにある。待遇の正義（ディーセント・ライフの実現）を掲げる統治が、必須条件としての背景制御、たとえば所

有権の再構成⁽¹⁵⁾を政策メニューに含めるべきことが基礎づけられる。

3. 連帯理由の補完

齋藤純一は「社会的連帯の理由」として、人生に随伴する4項目を挙げる（齋藤 2008）。常識化している①リスクに加えて、

②偶然性（contingency）、線引きを検討する＝「偶然を省みる機会」が必要である。

③脆さ（vulnerability）、共感能力を補うために言説の反復による予期の強化が必要である。

④複数性（plurality）、「他者の現れを享受する」機会を具体的に設定することが必要である。

これらを本論文文脈から解釈すると、人間集団に内在していない距離調整機能の補充の必要である。基盤的政策は、①～④それぞれの補完のための相補的協働を動機づけるように設計されている。

距離の接続に向かう「制度による裏書き」の主な目的は、第一に偶然性の補強であり、第二に社会契約の自己成就である。背景的正義の観点から政策バランスを設計し連帯を補完する構想は、社会的協働を合理的とする状況の創造を通じて、政治構想に求められる継続性に資する可能性がある。

註

(1) J. ロールズは『正義論』で用いなかった「背景的正義」概念を後期作で導入し「長期にわたる」という形容詞とともに繰り返している。（ロールズ 2001=2004 367, 第2部註16）。ただ『正義論』の「社会連合」概念など実質的には連続性が看取できる。「長期にわたる」は直接には世代間公正問題と結びつけられているが、社会的協働を評価する際に時間的要素を制御することへの関心が高まった現れとも思われる。

(2) 特に法学領域。（菊池 2000）参照。年金制度や医療保険制度では、個人の主体性行使の範囲如何の問題が、保険原理を介して顕在化することになる。法学では社会連帯と保険原理が等置される傾向があるが、ロザンヴァロン（1995=2006）では両者は緊張関係にあり、連帯は「社会への負債」と定義される。負債とは補償の必要性規定であり、一見道徳的帰責を伴いそうだが、権利義務の均衡を設定し現状との差異を規定すれば足るともいえる。N. ルーマンの

福祉国家論における包摂概念を参照（ルーマン 1981=2007）。

社会連帯と保険原理との結びつきに原理的必然はなく経緯に負うとする塩野谷祐一と社会保障法学者との論争も連帯理解の違いを反映している。

一方太田匡彦は、政治を基礎付ける連帯そのものが根拠となる公的扶助と、統治団体が既存の社会連帯を組み込むことによる上記以外の社会保障を区分する（太田 2011）。

(3) 近代国家の初期においては「国民形成」の目的設定によって、身分や階級によって起源が異なる各種の教育が統合され、学校制度が初等教育から高等教育まで接続された。さらに「普通教育」の名のもとに教育内容の普遍性が志向された。

福祉国家においてこの傾向は強化されたが、権利保障が進んで個人に教育の選択者としての地位が与えられたことは、流れを逆転させる契機ともなった。選択場面において個々のアクターが普遍性への動機づけを持つわけではない。

(4) 具体的な使用価値に基づく評価の機会には社会に多数存在する。本論文の見地からすると、政策の役割はそれを強化することではなくそれに含まれない部分（長期的視野、関係志向、外部性志向）を支えてバランスをとることである。しかし教育制度が一体となって「国の競争力強化」をめざす現状は異なる方向に向かっている。

(5) コンピテンシー概念の世界的流行に成果主義による検証要求が相俟って、構成概念をパーツとして分割し達成目標のチェックリストのように用いる例が多いが、OECD-DeSeCoの機能的アプローチの持つ全体性と接続機能が失われている（松下 2010）。

(6) 合理的選択理論の自覚に立つコールマン型は、合理的行為による自己完結的な議論を志向するため、社会の自己統治への主体的関与のような外生的要素の導入を避けようとする。パットナム型は「政治」の位置を循環の外部に置くことを認めている。

(7) ゲーム理論的研究で用いられ、主要な研究での訳語は自己拘束である（青木 2003）。自己執行の訳語は、本文の文脈及び註(6)の方法論的立場による。

(8) ホワイトは公正な互酬性の制度的条件として5点挙げている（White 2003 90-91）。

①「悲惨の抑止」（ブルート・ラックへの補償など）

②市場におけるセキュリティ

③チャレンジとしての労働 ④階層格差の縮減

⑤教育や雇用における機会平等

これらが「充たされた場合」（強調筆者）⑥貢献義務（公正な報いの互惠性）に進むことができる。

(9) 規範的予期に基づく秩序は、具体的一致ではなく自己と他者の存在を前提とする。「一致は、行為においてではなく行為態度予期においてしか得られない」「各人は自己の役割を果たすためには、異なった行為をしても意味は関連するというように対応的な相関的役割を演じるパートナーの存在を必要とする」（ルーマン 1965=1989：142-143）。「道徳的功績と正統な予期の区別」への要請（ロールズ『正義論』48章）と関連させたい。

(10) 社会における規制は、法（処罰）、社会規範（コミュニティ評価）、市場（価格）アーキテクチャ（物理的な負担）が重なり合って構成される。最後段が近年の政治学や政策科学でしばしば言及されるのは直接にはインターネットの発展や行動経済学の影響だが、本論では後者のように価値中立的な手段性あるいは「リバタリアン・パターナリズム」を強調する趣旨はなく、社会システムの設計性の高まりが要求する分析視点として一般的に捉えている。（レッシング 2006=2007：170-177）。

制度における時間と空間の環境設定はアーキテクチャの性格を持つ。これが軽視されがちなのは、意思決定における個人の独立性を過大評価する傾向による。「賢い（理性的な）時点の自分が賢くない（その時々）の自分にお膳立てをする」ことは、民主政における立憲主義の意義であり、本論文における制度構成の主発想である。

(11)（フィッシュキン 2009=2011）。「視点の移動」が構造化されるアーキテクチャである。

(12) フィッシュキン等による熟議世論調査（DP）では、社会的背景、主張内容、主張の変更によって圧迫されないことへの保障の仕組みが用意される（たとえばモデレータの中立的観点からの介入）。一方、自己の立場が常に疑問に付される、立場の交換が求められることで「主張が変わりうる」ことも重視される。民主政で期待される「熟議による見解の変化」が実現することは少ないが、本例での成果は興味深い。「安心できる空間と安住し切れない立場」の設定が熟議システムに果たす有効性が示唆される。

(13) 二層制ベーシックキャピタル構想は、所得比例

で普遍的な第一層を、時間限定的ベーシックインカムと社会参加評価による第二層で補完する構造を採用する(White 2003: 203-204)。経済的シティズンシップの観点から、業績と存在、参加の各次元にバランスを取って互酬性を成立させようとするが、互酬性の基礎となる均衡を実体的にとらえる限り、曖昧さを政治過程に委ねることになる。フィッツパトリックの批判には理由があるが、こちらもインセンティブをしかも継続的に設ける根拠を考える課題を負っているのではないか。

(14) 集合的水準で権利と義務を考える発想はヨーロッパ特にフランス伝統を有する。この視野は社会的不利を有する集団の権利擁護にとどまらない。司法による個別事例への対応を超えて、同一条件を持つ人々への普遍的対応のためには、契約当事者の集合的拡大が必要である(高橋 2013: 9)。

(15) 所有権の制度設計による長期的インセンティブと規範構造の変化は Bowles and Gintis (1998) 参照。ただし所有構造の変化を「残余コントロール権の所在」問題にとどまらず規範的予期における相互性の問題に接続するには、資源配分のルール体系における所有権の位置づけが必要であろう。(マーフィー, ネーゲル 2002=2006) 参照。

参考文献

Adler, P.S. & S.Kwon, 2002, Social capital: prospect for a new concept. *Academy of Management Review* 27. 7-40.

青木昌彦 (2003) 『比較制度分析に向けて』 NTT 出版。

Bowles, S. and G. Gintis 1998, (Eds.), *Recasting Egalitarianism, New Rules for communities, States and Markets*. Verso. 3-71

Barry, B., 1995, *Justice as Impartiality*, Clarendon Press.

エスピノーアンデルセン, G. 渡辺雅男・渡辺景子訳 (2001=2001) 『福祉国家の可能性—改革の戦略と理論的基礎』 桜井書店。

フィッシュキン, J.S. 曾根泰教監修, 岩木貴子訳, (2009=2011) 『人々の声が響きあうとき—熟議空間と民主主義』 早川書房。

Fitzpatrick, T., 2005. The fourth attempt to construct of welfare obligation. *Policy and Politics*. 33-1. 15-32.

後藤玲子 (2008) 「正義と公共的相互性—公的扶助の根拠」(A. セン, 後藤玲子 『福祉と正義』 東京大出版会 135-168)。

Gintis, H.J., Henrich, S., Bowles, R., Boyd, and E. Fehr, 2008. "Strong Reciprocity and the Roots of Human Morality." *Social Justice Research*. 21-22. 241-253.

イグナティエフ, M. 添谷育志, 金田耕一訳 (1984=1999) 『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』 風行社。

菊池馨実 (2000) 『社会保障の法理念』 有斐閣。

Kumlin, S. & B. Rothstein, 2005. Making and Breaking Social Capital: The impact of Welfare-State Institutions. *Comparative Political Studies*, 38 (4) 339-365.

Levi, M., 1998. A State of Trust. Braithwaite, V. and Levi, M. (eds). *Trust and Governance*. Russel Sage.

レッシング, L. 山形浩生訳 (2002=2006) 『CODE VERSION 2.0』 翔泳社。

マーフィー, L., T. ネーゲル, 伊藤恭彦訳 (2002=2006) 『税と正義』 名古屋大出版会。

ルーマン, N. 今井弘道, 大野達司訳 (1965=1989) 『制度としての基本権』 木鐸社。

ルーマン, N. 徳安章訳 (1981=2007) 『福祉国家における政治理論』 勁草書房。

正村俊之 (2000) 『情報空間論』 勁草書房。

松下佳代 (2010) 「〈新しい能力〉概念と教育」(松下編著 『〈新しい能力〉は教育を変えるか 学力・リテラシー・コンピテンシー』 ミネルヴァ書房 1-42)。

宮本太郎 (2013) 『社会的包摂の政治学—自立と承認をめぐる政治対抗』 ミネルヴァ書房。

太田匡彦 (2011) 「対象としての社会保障—社会保障法学における政策論のために」(『社会保障法研究創刊第一号』 信山社 165-271)。

ロールズ, J., E. ケリー編, 田中成明, 亀本洋, 平井亮輔訳 (2001=2004) 『公正としての正義 再説』 岩波書店。

ロザンヴァロン, P., 北垣徹訳 (1995=2006) 『連帯の新たなる哲学—福祉国家再考』。

齋藤純一 (2008) 「社会的連帯の理由」 『政治と複数性』 岩波書店 127-158。

齋藤純一 (2011) 「社会保障の理念をめぐって—それ

- ぞれの生き方の尊重」齋藤純一、宮本太郎、近藤康史編著『社会保障と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ書房 5-23。
- 坂本治也(2003)「パットナム社会資本論の意義と課題」『阪大法学 52 (5)』191-219。
- 新川敏光(2014)『福祉国家変革の理路—労働・福祉・自由』ミネルヴァ書房。
- 高橋聡(2013)「政策構築理論としての社会契約再構築論の可能性」『岩手県立大学社会福祉学部紀要 第13巻』1-12。
- White,S. 2003, *The Civic Minimum: On the Rights and Obligations of Economic Citizenship*. Oxford U.P.